

茨城県農薬適正使用アドバイザー育成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農薬の使用に関する助言者として一定の資質を有する「農薬適正使用アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を育成し、情報提供等のアドバイザー活動を通じて農薬の安全かつ適正な使用を推進することにより、本県産農産物の安定生産と安全の確保、農薬による危被害の防止、並びに県民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(アドバイザーの定義)

第2条 アドバイザーとは、農薬に関する専門的知識を有し農薬の適正使用の推進を行う、知事が認定した農薬使用の助言者とする。

(アドバイザーの役割)

第3条 アドバイザーの役割は次のとおりとする。

- (1) 農薬使用者に対する農薬取締法等に基づく農薬の適正使用に関する助言
- (2) 農薬使用者に対する農薬登録等に関する情報の提供
- (3) 農薬使用者に対する農薬による危害防止対策に関する助言
- (4) 農薬使用者に対する農薬の安全使用等に関する助言
- (5) 農薬使用者に対する農薬の効果的使用等による農薬使用の削減に関する助言
- (6) その他、農薬の安全かつ適正な使用の確保に必要な事項

(認定者の要件)

第4条 アドバイザーの認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する満20歳以上の者とする。

- (1) 茨城県内に所在する農業協同組合に所属する営農指導員
- (2) 茨城県内に所在する農薬販売店に勤務し、かつ農薬の販売に現に従事する者
- (3) 茨城県内に所在する防除者の営業所に勤務し、かつ農薬を用いた防除に現に従事する者
- (4) 茨城県内に住所を有し、農業生産に農薬を使用する者
- (5) その他、知事が認めた者

(認定の申請)

第5条 アドバイザーの認定を受けようとする者は、農薬適正使用アドバイザー認定申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(事業の実施)

第6条 知事は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農薬に関する専門的な知識等を有するアドバイザーを育成するための研修（以下「育成研修」という。）の実施
- (2) 一定の資質を備えたアドバイザーを認定するための試験（以下「認定試験」という。）の実施
- (3) アドバイザーの活動を支援するための農薬に関する情報提供及び相談窓口の設置
- (4) 認定者及び認定制度についての農薬使用者への周知及び情報の提供
- (5) アドバイザーの育成に必要な農薬使用に関する実態等の調査
- (6) その他、アドバイザーの育成及び活動支援に必要な事項

2 前項の事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

(認定)

第7条 知事は、前条第1項第1号の育成研修の全科目を受講し、同項第2号の認定試験の結果に基づき、アドバイザーに必要な資質を備えると認めるときはこれをアドバイザーとして認定する。

2 知事は、前項の規定によりアドバイザーとして認定した者に対して認定証（様式第2号）を交付する。

3 第1項に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間は、認定の日から5年後の3月31日までとする。

4 他の都道府県から、農薬適正使用アドバイザー等に準ずる資格の認定を受けた者であって、認定期間が継続しており、この要綱に定める認定者の要件を有する者は、農薬適正使用アドバイザー認定申請書（他の都道府県からの転入者用）（様式第3号）により知事に申請し、認定を受けることができる。その場合の認定期間は、他の都道府県において認定を受けた年度から5年後の3月31日までとする。

(認定の更新)

第8条 認定の更新を受けようとする者は、別に定める日までに農薬適正使用アドバイザー認定更新申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、認定の更新を受けようとする者に対し、別に定める更新研修を受講した者について認定を更新する。

3 やむを得ない理由により、更新研修を受講できない者については、別に定めるところにより、認定を更新することができる。

(認定の取消し等)

第9条 知事は、認定期間内に更新を行わなかった場合、虚偽の内容で申請を行った場合、アドバイザーが農薬取締法等に違反して処分を受けた場合及び農薬に関して不適切な行為があった場合には、認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消された者は、遅滞なく、知事に認定証を返還しなければならない。

(認定証の再交付)

第10条 アドバイザーは、認定証の記載内容に変更が生じたとき及び認定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、農薬適正使用アドバイザー認定証再交付申請書(様式第5号)により認定証の再交付を知事に申請することができる。

(事業推進会議及び委員会)

第11条 知事は、第6条第1項の事業を確実に円滑に実施するため、次の会議及び委員会を設置する。

- (1) 茨城県農薬適正使用アドバイザー事業推進会議
- (2) 茨城県農薬適正使用アドバイザー研修試験実施委員会
- (3) 茨城県農薬適正使用アドバイザー認定審議委員会

2 知事は、第6条の事業、第7条第1項並びに第8条の認定を行うときは、前項の会議及び委員会の協議または検討の結果を尊重するものとする。

3 第1項の協議会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(病虫害防除員に対する勧奨)

第12条 知事は、植物防疫法第33条第1項に基づき委嘱した病虫害防除員(以下「病虫害防除員」という。)が行う農薬取締法第27条に基づく農薬使用者への指導の向上を図るため、病虫害防除員に対して育成研修の受講を勧奨するものとする。

(広報及び周知)

第13条 知事は、認定希望者の募集、育成研修の開催、認定試験の実施等に関して、必要に応じて農薬使用者及び市町村等関係機関に周知する。

2 知事は、アドバイザーの認定及びその活動等に関して、必要に応じて農薬使用者、本県産農産物の実需者並びに消費者等に広く周知を図るものとする。

(連携)

第14条 知事は、アドバイザーの育成に関して、農林水産省等の関係省庁、関係機関並びに関係団体との連携のもとに推進する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 15 日から施行する。

平成 17 年 11 月 28 日 改正

平成 18 年 12 月 26 日 改正

平成 19 年 2 月 21 日 改正

平成 23 年 4 月 28 日 改正

平成 25 年 1 月 4 日 改正

平成 26 年 6 月 9 日 改正

平成 30 年 6 月 12 日 改正

令和 6 年 5 月 10 日 改正